

ブリタニヤ・クラブ
FD&Dルール
2020年度翻訳



BRITANNIA P&I
TRUSTED SINCE 1855

FREIGHT, DEMURRAGE & DEFENCE RULES

目次

[条文の日本語訳と原文(英語)の解釈に齟齬があれば原文の解釈を優先いたします]

| | | |
|---------------|-------------------|----|
| I | | |
| 序章 | | |
| 第1条 | クラブの基本定款と通常定款 | 1 |
| 第2条 | 定義 | 1 |
| 第3条 | 保険担保の種類 | 3 |
| | (1) 保険担保の範囲 | 3 |
| | (2) 加入期間 | 3 |
| | (3) 条件 | 4 |
| | (4) 分担金 | 4 |
| | (5) 制裁 | 4 |
| | (6) 2015年保険法 | 4 |
| 第4条 | メンバーの資格 | 5 |
| 第5条 | 回収権 | 5 |
| <hr/> | | |
| II | | |
| 加入と分担金 | | |
| 第6条 | 加入 | 7 |
| | (1) 申し込み | 7 |
| | (2) 公正な情報提供 | 7 |
| | (3) 加入証明書 | 7 |
| | (4) 加入屯数 | 8 |
| | (5) ルールへの準拠 | 8 |
| | (6) 保険担保の変更 | 8 |
| | (7) 保険契約 | 8 |
| | (8) 加入申し込みの拒否 | 8 |
| 第7条 | 特別保険 | 8 |
| 第8条 | 共同加入 | 9 |
| 第9条 | 保険期間 | 9 |
| 第10条 | 保険料による分担金 | 10 |
| 第11条 | 保険料 | 11 |
| 第12条 | 支払い | 11 |
| | (1) 分割払い | 11 |
| | (2) 通知 | 11 |
| | (3) 通貨 | 12 |
| | (4) 税金 | 12 |
| | (5) 相殺 | 12 |
| | (6) 支払い遅延に対する罰金 | 12 |
| | (7) 貸倒れ | 12 |
| | (8) メンバーによる不払いの効果 | 12 |
| 第13条 | 保険料分担義務の免除 | 12 |
| 第14条 | 分担金の回収 | 13 |
| 第15条 | フリー加入 | 13 |
| 第16条 | 関連会社のための保険担保 | 13 |

| | | |
|--------------------|-------------------------|----|
| III | | |
| 担保危険 | | |
| 第 17 条 | 担保危険 | 15 |
| | (1) クレームに関する主張や抗弁のための費用 | 15 |
| | (2) 調査のための費用 | 15 |
| | (3) 助言を得るための費用 | 15 |
| 第 18 条 | 担保範囲 | 15 |
| | (1) 運賃・用船料・滞船料 | 15 |
| | (2) 抑留・遅延 | 15 |
| | (3) 損失・損傷 | 15 |
| | (4) 共同海損 | 15 |
| | (5) 物品の輸送 | 15 |
| | (6) 欠損のある補給品 | 15 |
| | (7) 修繕 | 15 |
| | (8) 荷役業者 | 15 |
| | (9) 保険業者とブローカー | 16 |
| | (10) 海難救助と曳航 | 16 |
| | (11) 船客 | 16 |
| | (12) 船員とその他の者 | 16 |
| | (13) 売買 | 16 |
| | (14) 港と税関 | 16 |
| | (15) 調査 | 16 |
| | (16) オムニバス | 16 |
| IV | | |
| 除外、制限と確約的担保 | | |
| 第 19 条 | 一般的除外 | 17 |
| 第 20 条 | 特別除外危険 | 17 |
| | (1) 貸倒れ | 17 |
| | (2) 容認された負債 | 17 |
| | (3) クラブに対するクレーム | 17 |
| | (4) 支持 | 17 |
| | (5) 故意の違反 | 17 |
| | (6) 路上走行車 | 17 |
| | (7) 潜水 | 17 |
| | (8) 制裁措置 | 18 |
| 第 21 条 | 特殊用途船に関する危険の除外 | 18 |
| | (1) 救助タグ | 18 |
| | (2) 掘削船およびプロダクション船 | 18 |
| | (3) 備蓄船 | 18 |
| | (4) 廃棄物運搬船 | 18 |
| | (5) 娯楽船 | 18 |
| | (6) 水中作業 | 18 |
| | (7) 特殊船 | 18 |
| 第 22 条 | 無謀な運航 | 19 |
| 第 23 条 | 原子力危険の除外 | 19 |
| 第 24 条 | 船舶保険で担保される危険の除外 | 19 |
| 第 25 条 | 戦争危険の除外 | 20 |

| | | |
|--------|---------------------|----|
| 第 26 条 | P&I 保険により担保される危険の除外 | 20 |
| 第 27 条 | 他保険 | 20 |
| 第 28 条 | 船級と船舶の状態 | 21 |
| 第 29 条 | 付則 | 23 |

V クレーム

| | | |
|--------|---------------------------------------------------------|----|
| 第 30 条 | クレームに関するメンバーの義務 | 25 |
| 第 31 条 | クレームの処理と解決に関するマネジャーの権限 | 25 |
| 第 32 条 | クラブに対するクレームの管理・決裁に関する理事会 (Board) および委員会 (Committee) の権限 | 27 |

VI 保険の終了

| | | |
|--------|-------------|----|
| 第 33 条 | すべての保険の終了 | 29 |
| | (1) 不払い | 29 |
| | (2) 個人の機能停止 | 29 |
| | (3) 法人の機能停止 | 29 |
| | (4) 制裁措置 | 29 |
| 第 34 条 | 加入船の保険の終了 | 29 |
| | (1) 利益の移転 | 29 |
| | (2) 船舶管理の変更 | 29 |
| | (3) 全損 | 29 |
| | (4) 行方不明 | 29 |
| | (5) 抵当 | 30 |
| | (6) 船級 | 30 |
| | (7) 加入の終了 | 30 |
| | (8) 制裁措置 | 30 |
| 第 35 条 | 保険終了の効果 | 30 |
| 第 36 条 | 保険終了による分担金 | 31 |

VII クラブの基金

| | | |
|--------|-----------|----|
| 第 37 条 | 保険年度の締め切り | 32 |
| 第 38 条 | 再保険 | 32 |
| 第 39 条 | 準備金 | 33 |
| 第 40 条 | 投資 | 33 |

VIII 一般条件

| | | |
|--------|-------|----|
| 第 41 条 | 差し控え | 35 |
| 第 42 条 | 譲渡 | 35 |
| 第 43 条 | 権限の委譲 | 35 |
| 第 44 条 | 論争と紛議 | 36 |
| 第 45 条 | 通知 | 36 |
| 第 46 条 | 裁判管轄 | 37 |

I 序章

第1条

クラブの基本定款と通常定款

ルールはThe Britannia Steam Ship Insurance Association Limitedの基本定款と通常定款に従う。

第2条

定義

ルールでは、主題または文脈と矛盾しない限り、以下の左欄の用語はその右欄に述べる意味を有する。

| | |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| クラブ (The Association) | ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド。 |
| 関連会社 (Associated Company) | メンバーと同系列であるか提携関係にあり、第16条に従ってクラブがメンバーに供与する保険担保利益の及ぶ個人または会社。 |
| 理事会 (The Board) | クラブの現在の理事(Directors)、または文脈により、正式に召集され定足数に達した理事会(Board)に出席する理事(Directors)。 |
| 保険料率 (Call Rate) | 加入船に関して第11条(1)に従いクラブに支払われる予定総保険料の料率。 |
| 保険料 (Calls) | 第11条に従い加入船に関してクラブに支払われるべき金員。 |
| 加入証明書 (Certificate of Entry) | 加入船に関して利益を有するメンバーの名とその優先順位を記し、保険契約の証しとしてクラブがそのルールと通常定款に従い発行する証書とその追認状。 |
| 本クラス (This Class) | クラス 6 - フレイト、デマレッジおよびディフェンス。 |
| 精算済保険年度 (Closed Policy Year) | 第37条(1)に従い理事会がその締め切りを宣言したクラブ保険年度。 |
| 委員会 (The Committee) | クラブの現在の代表委員(Representatives)、または文脈により、正式に召集され定足数に達した委員会(Committee)の会議に出席する代表委員(Representatives)。 |
| 分担金 (Contribution) | 第7条および第11条に従ってクラブが分担を求めるところの、予定総保険料、特別または定額の各保険料。 |
| 費用 (Costs) | 弁護士の出費分を含むあらゆる弁護士料または法務費用、およびサーベイ費用を含むその他の費用で、クレームの防御や追求のために必要なもの。 |
| | メンバーの負担する費用や手数料は、あらゆる財物および使用人や第三者の給与や顧問料の運用または維持に関して除外されるものとする。 |

| | |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 加入船 (Entered Ship) | クラブの本クラスに保険のために加入した船舶。 |
| 加入屯数 (Entered Tonnage) | 船舶のクラブ加入に用いられる屯数で、この屯数に基づいてクラブ基金への分担額が算出される。 |
| フリート加入 (Fleet Entry) | 一名以上のメンバーによって保険引受け上フリートとしてまとめて扱われる二隻以上の加入。 |
| 全屯数 (Full Tonnage) | 1969年国際屯数計測条約に従い計測され、登録証書その他船舶の登記に関する公文書において証明され、または記載されている船舶の総屯数。不確かな場合は同条約上の屯数が優先する。ルールと通常定款の目的のためには、船舶の総屯数は各保険年度中は変更されることなく、保険年度開始時または加入時にその船舶の加入証明書に記載されるものとする。 |
| 船舶保険証券 (Hull Policies) | 船体と機関に対する保険証券で超過責任保険証券を含む。 |
| 保険 (Insurance) | ルールで明記する諸危険に対する元受け保険または再保険。 |
| マネジャー (The Managers) | クラブの現在のマネジャーで、もしそれが商事組合であればそのメンバーを含み、またそれが有限または無限責任会社であればその取締役を含む。 |
| メンバー (Member) | クラブの通常定款第3条で定義されたメンバー、とりわけクラブの本クラスのメンバー。 |
| 船客 (Passenger) | 乗船切符所持の故をもって加入船で運ばれる人。 |
| 保険年度 (Policy Year) | 2月20日正午(グリニッジ標準時)より翌年の2月20日正午(グリニッジ標準時)までの一年間。 |
| 登録簿 (The Register) | クラブのメンバー登録簿。 |
| 代表委員 (Representative) | 委員会 (Committee) として選任されるメンバーの代表委員 (a Representative)。 |
| ルール (These Rules) | クラブの本クラスに関して現在有効なルール、規則および付則。 |
| 船員 (Seaman) | 加入船上の役務のため契約覚書その他で契約によって雇用される(船長を含む)人員(単に名目上の賃金を得て雇用される者は除く)およびその交替要員、および加入船に乗船または加入船より下船の途にある者を含む。 |
| 主席メンバー (Senior Member) | 加入船に関し登録簿と加入証明書に最初に名前が記載されるメンバー。 |
| 船舶 (Ship) | クラブの本クラスに加入しているか加入が申し込まれた状況にある船舶で航海またはその他目的の如何を問わず水面、水中、水上で使われるか、あるいは使われるべく意図されたいかなる船舶、舟艇、水中翼船、ホバークラフト、または他の名をもって呼ばれる船舶 |

(いかなる形であれ推進装置を持つ瀬取り船、はしけその他の類似船を含むただし(a)石油またはガス探索や生産に関連して掘削作業を行う目的のために建造または改造される船舶や装置、(b)固定型プラットフォームや固定リグおよび(c)地面効果翼艇を除く)あるいはそれらの一部や屯数の一部分または持分。

連合王国
(The United Kingdom)

グレートブリテンおよび北アイルランド。

文書とは印刷、タイプ、石版、ファクシミリおよびその他で、語句を目に見える形に表わすあらゆる方法によるものをいう。

単数のみを意味する語は複数をも意味し、またその逆も同じ。

男性のみを意味する語は女性をも意味する。

人を意味する語は個人、共同経営体、法人および組合を含む。

ルール中の**見出しと小見出し**は参照の便宜までに加えられたに過ぎず、どのルールや副ルールの解釈にも影響しない。

第3条

保険担保の種類

3(1) クラブの本クラスによる保険担保は、ルールに述べられるとおりで、以下の事由から生じメンバーが被る費用に対する保険をメンバーに提供する。

- (A) メンバーが加入船に有する利益、ならびに
- (B) 船舶の建造、売買または運航に関する事項、ならびに
- (C) 船舶のクラブ加入中に起きる事件。

ただし常に

(i) 契約、不法行為または法令のもとで生じるクレームまたは論争は、その訴訟原因(訴因)の成立した時に発生したものとし、

(ii) 海難救助または曳航に関するクレームまたは論争は、その役務の開始日に発生したものとす。

3(2) 船舶は、以下の締結日を含み、メンバーが当該船舶に利益を得る最初の日から本クラスに加入することができ、メンバーが加入船における利益を保持する限り加入を継続することができる。

- (a) 加入船に関する用船契約、または
- (b) 加入船の購入契約、または
- (c) 加入船の建造契約。

ただし常に、購入契約または建造契約のもとで生じるクレームは次

の場合にのみ担保される:

(i) 契約調印の日より当該船舶が加入し、

(ii) 船舶の加入が、メンバーの当該船舶の占有取得まで、およびその後最初の保険年度中、あるいはもしメンバーが当該船舶の占有を取得せぬ場合は、メンバーがそれ取得したであろうときまで、およびその後最初の保険年度中、継続すること。

| | | |
|----------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 条件 | 3(3) | 第17条および第18条の担保危険はルールその他の部分で述べる条件に従うものとし、これらの危険は第7条または第17条のもとメンバーとマネジャーの間で文書で合意された特別条件によるのみ変更され得る。 |
| | 3(4) | 船舶のクラブ加入は、第7条と第11条で明記され、かつその加入船舶の加入証明書や第33条(1)に従ってクラブまたはマネジャーからメンバーへ送付する通知に示す分担金をメンバーが支払ってのみ有効である。 |
| 制裁 | 3(5) | 第3条(3)を含むルールの他の諸規定、およびクラブの基本定款と通常定款の諸規定にもかかわらず、またそれらに抵触せぬ限りにおいて、ルールは、理事会がその裁量により決定する通知をもって(保険年度中の効力発生を含み)何時でもその変更を行うことができる。ただしそのような変更は、国家、国際組織または他の主管庁による制裁、禁止、制限、法律制定、規制、または許可もしくは承認の取得要件の、潜在的または現実的実施あるいは変更の結果、理事会がその裁量により必要と認める範囲までとする。 |
| 2015年保険法 | 3(6) | 2015年保険法(法)の次の条文はルールおよび保険契約より除外される: 法第8条は除外される。よって、公正な情報提供のいかなる義務違反は、その公正な情報提供の義務違反が意図的でない、故意または無謀であるかにかかわらず、クラブに保険契約を無効にする権利を与える。 法第10条は除外される。よって、ルールまたは保険契約のすべての確約的担保は厳格に順守され、メンバーまたはクラブの保険担保の利益を受ける者が確約的担保の順守を怠った場合は、その違反がその後救済されたとしても、クラブはその違反の時から責任を負わない。 法第11条は除外される。よって、クラブとメンバーまたはクラブの保険担保の利益を受ける者との間のルールおよび保険契約のすべての条項は、ある特定の種類の損失、ある特定の場所や時間での損失のリスクの軽減に役立つ条項も含めて、厳格に順守されなければならない、そしてメンバーまたはクラブの保険担保の利益を受ける者がそのようないかなる条項の順守を怠った場合、その違反が発生した状況で実際に発生した損失のリスクを増大させなかったにもかかわらず、クラブの責任はルールに従って除外され、制限され、あるいは免責され得る。 |

法第13条は除外される。よって、クラブは、不正クレームがメンバーまたはクラブの保険担保の利益を受ける者によって、あるいはその者のためになされる場合、メンバーおよびクラブの保険担保の利益を受ける者に関する保険契約を終了する権利を有する。

法第13条Aは除外される。よって、クラブとメンバーおよびクラブの保険担保の利益を受ける者との間のルールおよび保険契約には適用しない、またクラブあるいはマネジャーは適切な時間内にクレームに関する債務額を支払う黙示的条件の違反とはならない。但し、その違反が故意または無謀な場合は除外されず、そして法13条Aはこの範囲において除外される。

法第14条は除外される。よって、クラブとメンバーおよびクラブの保険担保の利益を受ける者との間の保険契約は最高信義の契約とみなし、最高信義の義務違反はクラブに保険契約を無効とする権利を与える。

第4条

メンバーの資格

- | | | |
|-----------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 船舶の加入 | 4(1) | 船舶に有する利益の保険のためその船舶の加入をクラブの本クラスに申し込む者はすべて、(既加入メンバーでなければ)申し込みが承諾された日よりクラブのメンバーとなり、その名は登録簿に記入される。 |
| 理事 | 4(2) | すべての理事は、(既加入メンバーでなければ)その在任中クラブのメンバーとなり、その名は登録簿に記入される。 |
| 再保険 | 4(3) | 保険者からの再保険としてクラブが船舶の加入を受け入れることに同意したときは何時でも、マネジャーはその裁量をもって、同保険者の被保険者を(彼が本来メンバーとして加入できる有資格者であれば)同保険者に加えて当クラブのメンバーとすることができ、その加入申し込みは再保険加入またはメンバー加入のいずれとしても承諾することができる。その者がメンバーとして受け入れられれば、その名は登録簿に記入される。 |
| メンバー資格の終了 | 4(4) | メンバーの利益がクラブによって保険されている船舶の加入が理由の如何を問わずすべて停止または終了すれば、その者はメンバーではなくなる。 |
| | 4(5) | 本クラスに現在加入中のメンバーは、クラブの中で一つの独立したクラスを構成する。 |

第5条

回収権

- | | | |
|--|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 5(1) | 以下第17条に述べる事情のもとで、費用の支出をもたらすようなクレームの発生時にクラブに加入していた船舶に関してメンバーが費用を負担することになれば、そのメンバーには、ルールと加入証明書に定める条件と除外規定に基づき、かつその限度まで、同費用をクラブの本クラスの基金より回収する権利が与えられる。しかし船舶の全屯数未満の屯数でクラブに加入していた場合は、別途定める特別条件による加入でない限り、そのメンバーは全屯数に対 |
|--|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

する加入屯数の割合でしか回収できない。

ただし常に、理事会 (**Board**)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (**Committee**)) がその裁量により別途決定せぬ限り、責任と費用に関するクラブ基金からの回収権は、メンバーが先ずそれらを弁済または支払うことが停止条件となる。

| | | |
|------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代位 | 5(2) | メンバーがクラブより費用を回収するときは常に、クラブはメンバーに代位し、メンバーはマネジャーが請求すれば代位証明書に署名するものとする。 |
| 相殺 | 5(3) | クラブは、メンバーがクラブに支払うべき金額と、そのメンバーにクラブが支払うべき金額とを相殺する権利を有するが、そのためルール他の部分はいかなる影響も受けることはない。 |
| 通貨 | 5(4) | クラブの本クラスの基金から損害を回収する権利のあるメンバーが、ルール第6条(3)(G)(指定通貨)のもと加入証明書に指定する通貨と異なる通貨で損害を被ったときは、その損害を指定通貨に換算するものとし、その換算率はクラブからメンバーへ宛てた支払い通知書の発行日現在のものとする。 |
| 限度額 | 5(5) | 一件当たりのクレーム、論争、手続きにつき、費用の回収額は1,000万米ドルを限度とするが、第18条(7)または第18条(13)のもとのクレーム、論争、手続きに関しては費用の回収額は200万米ドルを限度とする。マネジャーが他様に決定せぬ限り、本ルールの適用には、一隻の船舶の修繕、改装、建造、購入、売却の契約につき発生した(複数の)クレームはすべて、クレーム、論争、手続きの各一件に関するものとみなす。その他のクレーム、論争、手続きのすべてについては、マネジャーはその裁量を以って、一連のクレーム、論争、手続きを単一のクレーム、論争、手続きとみなすか否かを決定する。 |
| 制裁措置 | 5(6) | クラブかマネジャーが手配したあらゆる再保険契約のもとでクラブが回収できぬ債務および費用の当該部分については、メンバーはクラブの本クラスの基金から回収する権利を持たない。ただしそれは、それら再保険者による支払いが為された場合に、国家、国際機関またはその他の主管庁によるそれらの者への制裁、科料、禁止または阻止行為あるいはそのリスクにより、それら再保険者からの回収不足が生じることがその理由であるものとする。本ルール第5条(6)のもとの「不足額」は、それら再保険者が、あらゆる国家、国際機関またはその他の主管庁の定める要件に従って指定口座に支払いを行ったために、クラブが回収できぬ場合またはクラブによる回収の遅れがある場合を含む。 |

II 加入と分担金

| 第6条 | | 加入 |
|---------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申し込み | 6(1) | 船舶をクラブの本クラスの保険に加入させることを望む者は、その都度マネジャーが要求する書式に従って加入を申し込み、マネジャーから求められる細目や情報を提供する。 |
| 公正な情報提供 | 6(2) | <p>メンバーまたは加入予定のメンバーおよびその代理人は：</p> <p>(i) マネジャーにあらゆる重要な細目と情報を、マネジャーが求める追加の細目と情報をあわせて提供することによりクラブとマネジャーへリスクの公正な情報提供をしなければならない；</p> <p>(ii) 事実問題としてすべての重要な表示はおおむね正確で、期待と信頼の問題としてすべての重要な表示は誠実になされることを保証する。</p> <p>第3条(6)により、2015年保険法の第8条は除外される。上記(i)または(ii)のいかなる違反は、その違反が意図的でない、故意または無謀であるかにかかわらず、クラブに保険契約を無効にする権利を与える。</p> <p>メンバーまたは加入予定のメンバーは加入にかかわるいかなる重要な情報の変更を開示する義務を負う。その情報はマネジメント、船籍、船級協会、当該貿易の船舶証明書に責任のある政府当局、乗組員の国籍、貿易や運航地域または貿易や運航の性質の変更を含むが、この限りではない。そのような開示または開示の怠りにより、開示または開示を怠ったときよりその船舶に関してマネジャーは保険料率や加入条件の変更、あるいは加入の終了をおこなうことができる。</p> |
| 加入証明書 | 6(3) | <p>クラブの本クラスへの船舶の加入申し込みを承諾した場合、マネジャーはできるだけ速やかに以下の事項(特別条件での加入はその条件による)が記載された加入証明書を発行する。</p> <p>(A) 加入した船舶が加入に関するメンバー名と、その者が当該船舶に有する利益の種類。</p> <p>(B) 加入した船舶につき登録簿に記載されたメンバー名。メンバーの名は加入証明書上の記載順位に従って記載され、その記載順位は、クラブのルールと通常定款に従い、メンバー間の優先順位の確定証拠となる。</p> <p>(C) 保険加入した船舶に対するクラブの担保危険、および当該危険につきメンバーが負担すべき控除額または保有額。</p> <p>(D) その船舶の加入開始年月日。</p> |

- (E) その船舶の全屯数および加入屯数。
- (F) 分担金に関する特別条件。
- (G) 分担金の算出に使われ、メンバーとクラブの間の取り引きに用いられる通貨単位。ただし第12条(3)の規定により用いられる通貨は除く。
- (H) クラブの提供する保険担保上の制限でルールには示されていないもの。

| | | |
|-----------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 加入屯数 | 6(4) | マネジャーは船舶の全屯数以外の屯数での加入を引受けることができる。 |
| ルールへの準拠 | 6(5) | 担保危険の種類と範囲、およびメンバーによって支払われる分担金に関する条件を含む船舶の加入承諾の条件は、以下に述べるルールと付則による。しかしそのような加入条件は、ルールの範囲内において、メンバーとマネジャーが合意し加入証明書に記載された変更条件がある場合は、その変更条件に従う。 |
| 保険担保の変更 | 6(6) | マネジャーとメンバーとの合意で船舶の加入条件が変更される場合は、マネジャーはできるだけ速やかにその変更内容とその発効すべき日付を記載した加入証明書への追認状を発行する。 |
| 保険契約 | 6(7) | 上記のようにして発行された加入証明書は保険契約の確定証拠となる。 |
| 加入申し込みの拒否 | 6(8) | マネジャーはその裁量により、理由を述べずに本クラスへの船舶の加入申し込みを断ることができる。このことはその申し込みが既存メンバーによるものであると否とを問わない。 |

第7条

特別保険

- 7(1) マネジャーはメンバーが定額保険料を支払うとの条件で船舶の加入を引受けることができる。ただし定額保険料を支払う条件での加入申し込みが受け入れられた場合、そのメンバーはマネジャーと合意した金額をマネジャーが指定する期日にクラブに支払わねばならない。
- 7(2) マネジャーは船舶の加入を特別条件をもって受け入れることができるが、その特別条件には、メンバーの資格と分担金に関するものと、ルールの範囲内における担保危険の種類と範囲に関するものがある。ただしその保険が引受けられた場合、その被保険者は、マネジャーと合意した金額をマネジャーの指定する期日にクラブに支払わなければならない。とりわけマネジャーはこのような保険を他の保険者から引受けることができる。

第8条**共同加入**

- 支払い 8(1) マネジャーによる別段の合意がない限り、二名以上の者の名において、または二名以上の者(以下共同メンバーとする)のために船舶が加入した場合、それらの者はその加入につき連帯してクラブへの分担金その他債務額の支払い義務を負う。一方、クラブからの支払いが共同メンバー中の一名により受け取られれば、それは共同メンバー全員による共同受領とみなされ、クラブはその支払いに関する一切の義務を果たしたものとみなされる。
- 開示 8(2) 共同メンバーのいずれかの者が知り得た重大な事実の開示を怠った場合は、共同メンバー全員の開示義務不履行とみなされる。
- 行為 8(3) クラブをして補償を拒否させ得るような共同メンバーのどの者の行為も、共同メンバー全員の行為とみなされる。
- 保険担保の範囲 8(4) 船主(用船者加入の場合は用船者)自らが、または自らのリスクと責任において、通常行うところの運航や活動から発生し、ルールと加入証明書により提供される保険担保の範囲内である債務や費用でない限り、共同メンバーのいかなる者に対してもクラブはこれを担保しない。
- 伝達 8(5) マネジャーの文書による別段の同意がない限り、クラブから、またはクラブのために共同メンバーのいずれかの者に対して為される伝達はすべて、その送付をもって全共同メンバーに周知せしめられたものとみなす。一方、共同メンバーのいずれかの者からクラブまたはマネジャーへの伝達は、共同メンバー全員の承認と権限に基づいて為されたものとみなす。
- 保険担保の限度 8(6) 共同メンバーの名において、またはそれらの者のために船舶が加入した場合、クラブが提供し加入証明書やルールに示されるところの保険担保の限度額は、あたかもその船舶の加入が主席メンバー単独のものであるかの如く、共同メンバー全員に対する限度額の総計として適用される。

ただし常に

共同メンバー相互の間で提起されるクレームの結果発生する債務や費用に関しては一切回収できない。

第9条**保険期間**

- 9(1) 加入時に別段の合意がない限り、またはルールに別段の規定がない限り、保険は加入証明書に記された日の、メンバーが加入船に関して初めて利益を取得した時刻、または加入条件変更の場合にあっては本船所在地におけるその日の真夜中、に始まり次の2月20日正午(グリニッジ標準時)まで続くものとする。分担金の計算はすべて船舶の加入または条件変更が加入証明書に記された日付の正午(グリニッジ標準時)に為されたものとして計算される。

条件の変更

9(2)

保険は当保険年度に有効な条件と同条件で翌保険年度も継続する。ただしメンバーの要求で他の条件が合意された場合、または以下の場合はこの限りではない。

(i) 例年1月20日正午(グリニッジ標準時)以前にメンバーからマネジャーへまたはマネジャーからメンバーに文書で当該保険を終了せしめる旨の通知が出されたとき(特定期間建契約の場合を除く)。いずれの場合も当保険年度末で保険は終了する。または

(ii) マネジャーが当保険年度の1月20日正午(グリニッジ標準時)以前に翌保険年度の保険条件の変更を通知した場合。そのような通知が為された場合は、それに続く2月20日正午(グリニッジ標準時)までにメンバーとマネジャーの間で合意された条件で翌保険年度の保険は継続されるが、もしそれまでに条件が合意されなければ保険は2月20日正午で終了する。

ただし常に

(a) 12月20日以前にマネジャーが第11条(1)(A)による理事会の決定あるいは第32条(5)による理事会の決議のいずれか、または双方を通知すれば、翌1月20日までに本項(i)のもとでの通知をメンバーがマネジャーに為さぬ限り、メンバーはその決定あるいは決議のいずれか、または双方に同意しこれを受け入れたものとみなされ、保険は翌保険年度も継続する。または

(b) マネジャーが保険年度終了前にクラブ・ルール変更の通知を為せば、メンバーはその変更に同意しこれを受け入れたものとみなされ、保険はその変更された内容で翌保険年度初めより継続する。

9(3)

理事会またはマネジャーは随時メンバーへの30日前の通告により本クラスへの船舶の加入を打ち切ることができる。

9(4)

第9条(2)の規定によるか、理事会またはマネジャーの同意なしには、時と方法を問わず、加入船をクラブより脱退させることはできない。

第10条

保険料による分担金

10(1)

第7条に抵触せぬ限り、保険年度のどの期間であっても、クラブの本クラスに保険のために船舶を加入させたメンバーは、その加入船に関して被るか支払いの責を負い得る費用に対し、以下に述べるようにクラブを通じて相互に保険し合うものとする。その目的のため、下記の事項につき必要とされる基金に対し各メンバーは保険料としてその分担額を拠出する。即ち

(A)

当該保険年度に関しクラブの本クラスに必然的かつ当然に属すると理事会が考えるクレーム、クラブの経費および他の出費(支払いが確定していると予定されているとを問わず)。

- (B) 理事会が適当と考える準備金または引当金への繰入額で、既に精算済の保険年度に関して生じたか、または生じると考えられる収支上の欠損に関し理事会が適当と考えるものを含む。
- (C) 保険年度ごとに適正なソルベンシー・マージンや保証基金を設定・維持するために別途留保することを法令で求められる金額で、本クラスに割当てられる部分。

10(2) この保険料は第11条に従って予定総保険料または特別保険料として徴収される。

第11条 保険料

- 11(1) (A) 保険年度の開始前にクラブは、(船舶の加入が特別条件による場合その特別条件に抵触せぬ限り)加入船の保険料率に応じて計算された予定総保険料をメンバーに賦課する。
- (B) 各加入船の保険料率は文書でメンバーに通知され、その料率は第6条(6)および第9条(2)(ii)の各規定に従い変更することができる。

11(2) 保険年度が第37条(1)に従って締め切られる前のいずれかの時点において予定総保険料の全額(当該保険年度のために、または当該保険年度残に関して行われる準備金からの繰入額も含む)は第10条に定める目的のためには必要ではないと理事会が決定するとき:

- (i) 理事会は、その決定した予定総保険料の減額率を宣言することができ、かつ
- (ii) 第11条(1)(A)に基づくメンバーの予定総保険料の支払い義務は、これに応じて縮減する。

特別保険料 11(3) 理事会は、各保険年度の途中または終了後いつでも(ただし同保険年度が締め切られた場合を除く)、その保険年度の加入船に関して妥当と考える特別保険料の支払いをメンバーに指示することができる。そのようにして徴収される特別保険料はすべて、当該保険年度の予定総保険料(戻し保険料があればその控除後)に比例して算出されるものとする。

第12条 支払い

分割払い 12(1) 第7条(2)に抵触せぬ限り、予定総保険料または特別保険料は、すべて理事会の指定する分割払いで指定の期日に支払われるものとする。

通知 12(2) 予定総保険料の額、または特別保険料の各料率が決定されれば、マネジャーはできるだけ速やかにメンバーに以下の事項を通知するものとする。

| | | |
|---------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | (A) 保険料率。 |
| | | (B) 保険料の支払い期日、または分割払いの場合はその分割払いの額とそれぞれの支払い期日。 |
| | | (C) メンバーの支払うべき加入船ごとの金額。 |
| 通貨 | 12(3) | 第6条(3)(G)の定めるところにかかわらず、マネジャーは、メンバーの支払う金額の全額または一部をその指定する通貨で支払うよう、いずれのメンバーにも求めることができる。 |
| 税金 | 12(4) | メンバーは、クラブに対して支払うべき、あるいは支払った保険料その他の金額に関連する税金その他の金銭的請求のすべてについて、クラブに支払い責任があるか、またはあり得べきものとマネジャーが決定する金額を請求に応じてクラブに支払うものとする。 |
| 相殺 | 12(5) | クラブに対するメンバーのいかなる種類のクレームも、それをもってクラブに支払うべき分担金その他のいかなる性質の金額とも相殺することはできず、メンバーがそれら分担金その他の支払いを留保したり遅らせたりすることもできない。 |
| 支払い遅延に対する罰金 | 12(6) | 第33条(1)のもとでクラブが有する権利と救済手段に対して不利益な効果を与えぬ限り、分担金またはその分割分や一部分、その他性質を問わずメンバーの支払うべき金額が指定日までに支払われなければ、理事会は、支払い期日以降支払われた日までの未払いの期間に対し随時定める利率で、利息の支払いを当該メンバーに指示することができる。 |
| 貸倒れ | 12(7) | メンバーよりクラブへ支払われるべき分担金その他の支払いが為されず理事会が取り立て不能と決定すれば、その結果生じるクラブの基金の不足を補うに必要な金額は、第10条のもとでの分担金の目的のためにはクラブ負担の経費とみなされる。 |
| メンバーによる不払いの効果 | 12(8) | 第33条(すべての保険の終了)および第34条(加入船の保険の終了)の規定に不利益な効果を与えぬ限り、請求書、通知、その他支払いの要求がメンバーに送達されてから30日以内に分担金その他のクラブに対するメンバーの支払いがなければ、メンバーは、自らが保険のために加入させた船舶に関して生じるいかなる債務もクラブから回収できない。 |

ただし常に、マネジャーは支払い期限延長の通知を送達することができ、メンバーは同通知により与えられた猶予期間経過前に分担金その他の支払いについてマネジャーを満足せしめ得る手配をすることができる。

第13条

保険料分担義務の免除

| | |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 13(1) | 加入船の保険が理由の如何を問わず終了したとき、またはその後何時でも、マネジャーは、メンバーの要求を受け、その裁量により状況に鑑み適切と考える条件で、かつ適切と考える金額の支 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------|

払いを受けて、その船舶に関する以後の保険料分担義務を免除することができる。そのような要求がなくとも、マネジャーは当該船舶の追加分担額につき保険終了日における、またはその後何時でも、メンバーの責任を評価する権限を有し、要求のあり次第メンバーは一切相殺なしにその評価額を支払わねばならない。

マネジャーは、予定総保険料、第11条(3)のもとでの特別保険料のどちらかまたは双方について、メンバーの以後の分担義務を免除することができる。

- 13(2) 第13条(1)により加入船が支払い義務を免除された日以降、メンバーは、当該船舶に関する第10条のもとでのそれぞれの保険料分担義務を一切免れる一方、当該船舶に関する第37条(2)または第39条のもとでの分担金の払い戻しや他の支払いを受ける権利もこれを有しない。

第14条 分担金の回収

メンバーより随時支払われるべきすべての金員は、クラブの名においてマネジャーの指示により法に訴えて回収することがある。

第15条 フリート加入

フリート加入として一隻以上の船舶が加入している場合、そのいずれの加入船のいずれのメンバーの債務も、当該フリートの一部として加入する、または加入していた船舶のその他メンバー全員の債務とし、さらにクラブは、フリート加入船のすべてが当該同一メンバーにより加入せしめられているかのように取り扱う権利を有する。

第16条 関連会社のための保険担保

- 16(1) マネジャーは、加入船に関してクラブがメンバーに供与する保険担保の利益を、そのメンバーの関連会社にも及ぼすとの条件で船舶の加入を引受けることができる。クラブとこれら関連会社との間に生じる権利、義務はメンバーとマネジャーの間で合意されるそれに準ずる。
- てん補の条件 16(2) メンバーと、第16条(1)により保険担保の利益がそれにまで及ぼされた関連会社に対するクラブの責任は、一社以上の関連会社の負うべき債務や支出された費用に関するクレームのてん補額に限定されるが、総額において以下の範囲と金額を超えることはない。
- (a) 当該クレームがメンバーに提起されたとすればそのメンバーが負うことになったであろう債務と費用、および
- (b) クラブへの船舶の加入条件に従いメンバーがその後受け取る権利を得たであろうてん補額。

ただし常に、クラブをして補償を拒否せしめ得たであろうような関連会社のいかなる行為もメンバーの行為とみなされる。

てん補金の受領 16(3)

メンバーによる、または第16条(1)に従って保険担保の利益が関連会社に及ぼされた場合のその関連会社によるクラブからの支払いの受領はすべて、メンバーとその関連会社すべてによる共同の受領とみなされ、クラブのその支払いへの義務は完全に果たされたものとみなされる。

III 担保危険

第17条

担保危険

メンバーは第3条に従い、以下の費用に対してクラブにより担保される。

- 17(1) 第18条に規定されるクレームまたは論争における主張や抗弁のため、理事会 (Board)、委員会 (Committee) またはマネジャーの支持を得てメンバーが行う法的その他の手続きに要する費用または付帯費用で、メンバーが法的その他の手続きの相手方に支払うべき費用を含む。
- 17(2) 理事会 (Board)、委員会 (Committee) あるいはマネジャーの支持を得てメンバーが当事者として、あるいは代理人を通じて行う第18条(15)、(16)に規定されるクレーム、論争、法的その他の手続きに要する費用または付帯費用で、メンバーが法的その他の手続きの相手方に支払うべき費用を含む。
- 17(3) 第18条に規定されるクレーム、論争または法的その他の手続きに関して法的その他の助言を得るためにメンバーがマネジャーの同意を得て支出した費用。

第18条

担保範囲

第3条に従い第17条のもとで提供される担保は、加入船に関する以下のクレーム、論争および法的その他の手続きに適用される。

- 運賃・用船料・滞船料 18(1) 海上運送契約、用船契約、船荷証券その他の運送契約のもとで発生する運賃、空荷運賃、用船料、滞船料または早出し料に関するクレーム。
- 抑留・遅延 18(2) 加入船の抑留、不稼動または遅延に関するクレーム。
- 損失・損傷 18(3) 加入船の損失または損傷から生じるクレーム。
- 共同海損 18(4) 共同海損および単独海損の分担金または費用に関するクレーム。
- 物品の輸送 18(5) 海上運送契約、用船契約、船荷証券その他運送契約の違反、または物品運送に関連して発生する法律上の義務違反、に関するクレーム。
- 補給品 18(6) 加入船に供給される燃料、器具、艀装品またはその他必需品に関するクレーム。
- 修繕 18(7) 加入船の怠慢な修繕または改造に関するクレーム。
- 荷役業者 18(8) 貨物の不適切な積込み、瀬取り、積付け、荷繰りまたは荷揚げに

| | | |
|------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 関するクレーム。 |
| 保険業者とブローカー | 18(9) | <p>受け取るべき、または支払うべき金額に関するクレーム。</p> <p>(i) アンダーライター、ブローカーおよびその他の海上保険を営む者。</p> <p>(ii) シップブローカー。</p> |
| 海難救助と曳航 | 18(10) | <p>加入船による、または加入船に対する海難救助、曳航または水先案内に関するクレーム。</p> <p>ただし常に、タグ、補給船または海難救助船は、加入時にその旨申告され、担保がマネジャーの承認を受け、加入契約にその旨明記されぬ限り本条項のもとでは担保されない。</p> |
| 船客 | 18(11) | 乗船切符のもとで船客より生じ、または船客に対して生じるクレーム。 |
| 船員とその他の者 | 18(12) | <p>加入船上またはその付近の船員、密航者またはその他の者による、またはそれらの者に対するクレーム。</p> <p>ただし常に、労働協約や労務契約により、またはそれらに関連して発生する、船員によるか船員に対するクレームは、本条項のもとでは担保されない。</p> |
| 売買 | 18(13) | 加入船の建造、購入、売却または抵当に関する契約のもとで発生するクレーム。 |
| 港と税関 | 18(14) | 港湾当局、船舶代理店、税関またはターミナルの所有者による、またはそれらに対するクレーム。 |
| 調査 | 18(15) | 官憲当局の審査、検死、その他の調査におけるメンバーの代理。 |
| オムニバス | 18(16) | 第18条(1)から(15)までに挙げられてはいないが、理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee)) がその裁量によりクラブの担保範囲内にあると認めるすべてのクレーム、論争および法的その他の手続きで、理事会がクラブから回収すべきものと決定した範囲のもの。 |

IV 除外、制限と確約的担保

第19条

一般的除外

本クラスによる担保は、第2条に定義され、第17条に列挙される費用に関するものに限定され、メンバーはその他の損害、費用、責任または経費についてはそれがいかように発生したものであっても一切担保されないが、第32条(3)または第32条(4)(理事会(Board)／委員会(Committee)の裁量)に従って担保され得る場合はこの限りではない。

第20条

特別除外危険

常に第32条(1)のもとで理事会(Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会(Committee))の絶対的裁量に従うが、次の事項に関して生じる費用についてはクラブから回収できない。

- | | | |
|---------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸倒れ | 20(1) | マネジャーの意見で、強制執行に関する法律上の問題や、判決あるいは裁定を履行するための資産を考慮すると、相当な回収の見込みのない相手に対するクレーム。 |
| 容認された負債 | 20(2) | メンバー自身の負債に対するクレームで、マネジャーの意見では、メンバーが支払いを拒否する正当な根拠がないと考えられるもの。 |
| | 20(3) | クラブに対するクレーム。 |
| 支持 | 20(4) | 法的その他の手続き、あるいは弁護士や他の専門家の任命で、そのような法的手続きや任命に関してメンバーがクラブの支持を得られぬ場合、またはメンバーが第31条(1)によるマネジャーの指示や第32条(2)による理事会(Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会(Committee))の指示に従わなかった場合。 |
| | 20(5) | 安全、航海、港湾規則、雇用契約に関するか否かを問わず、すべての規則や協定に対する違反をメンバーが知っていたかまたは当然知っているべきであった場合の諸問題。 |
| 路上走行車 | 20(6) | 路上走行車の所有者または運行者としてメンバーの負う責任。 |
| 潜水 | 20(7) | 専門潜水夫・職業潜水夫の活動で、そのような活動に対しメンバーが責任を負うべき場合。ただし次の場合はこの限りではない。 (i)第7条のもとでメンバーとマネジャーの間で特別保険が合意されている場合。または |

(ii)当該活動が、加入船の検査、修繕あるいは整備、または加入船により引き起こされた損害に付随し、かつそれらに関連して実施される場合。または

(iii) 当該活動が娯楽目的である場合。

制裁措置 20(8)

クラブによる保険担保の提供や支払いにより、クラブまたはマネジャーが、国家、国際機関またはその他の主管庁による制裁、科料、禁止またはあらゆる阻止行為の対象となるリスクにさらされ得る場合の諸問題。

第21条

特殊用途船に関する危険の除外

下記加入船の諸経費についてのクレームに関連する費用は一切クラブより回収できない。即ち

救助タグ 21(1)

海難救助または船骸撤去作業に使われたか使われる予定であった海難救助タグまたは他の船舶で、それらを使用して行う海難救助や船骸撤去作業またはその試みの結果クレームが発生する場合。ただし同様の作業のため特別に担保が拡張されている場合はこの限りではない。

掘削船および
プロダクション船 21(2)

油またはガスの探査・開発や生産に関連して掘削、地層試料採取、生産の諸作業に使用される船舶であり、それらを使用して行う作業から、または作業中にクレームが発生する場合。

備蓄船 21(3)

油の備蓄に用いる船舶につき次の状況でクレームが発生する場合。即ち

(i) 原油が油井から直接船舶に移され、かつそのような移送により、または移送中にそのクレームが発生するか、または

(ii) 同船舶には油・ガス分離装置が備わり、船上でガスが油から(自然発散によらず)分離されつつあり、そのような分離作業よりクレームが発生する場合。

廃棄物運搬船 21(4)

廃棄物の焼却や処理作業に使用される船舶で、これら作業に起因してクレームが発生する場合。

娯楽船 21(5)

恒久的に係留され、ホテル、レストラン、バーその他の娯楽施設として公開される船舶で、ホテルやレストランへの来客、他の訪問者または当該船舶の接客・配膳係に関してクレームが発生する場合。

水中作業 21(6)

潜水艦、小型潜水艦、または鐘型潜水装置として、またはそれらに関連して使用される場合。

特殊船 21(7)

浚渫、爆破、杭打ち、抗井介入作業、ケーブルやパイプの敷設、建設、架設、または保全作業、地層の試料採取、浚渫泥の沈積、専門的汚濁対応や発電および廃船を含み、かつこれらに限定されぬ特殊な作業に使用される船舶(タグ、消火艇および救助船を

除く)で、これらの作業に起因して、あるいは当該作業中にクレームが発生する場合。

ただし常に

メンバーとマネジャーの間で第7条に従い特別保険担保を合意することができる。

第22条

無謀な運航

加入船が禁制品を運搬し、封鎖破りをし、不法貿易へ使用され、あるいは理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee)) があらゆる状況を考慮してその性質が無謀であり、安全ではなく、甚だしく危険で、不穏当なものとして判断する運送、貿易、航海に携わったことより、またはその結果生じることになるメンバーの費用は、クラブは一切これを担保しない。

第23条

原子力危険の除外

文書による別段の合意がない限り、以下の事由により直接または間接に滅失、損傷、負傷、疾病、死亡その他の事故が発生し、それに関して債務や費用が生じた場合、それら債務や費用に関しては(その原因の一端がメンバーやその使用人あるいは代理人の過失にあったか否かを問わず)クラブから回収できない。

- (A) 核燃料、核廃棄物、核燃料の燃焼から生じる放射能による電離放射線あるいは放射能汚染。
- (B) 原子力施設、原子炉、その他核作用を利用する組立品やその構成部品にある放射性・毒性・爆発性・その他の危険や汚染を生ぜしめる特性。
- (C) 原子または核の分裂、融合、その他同様な反応、または放射性の力や物質を利用したすべての兵器あるいは装置。
- (D) 放射性物質にある放射性・毒性・爆発性あるいはその他の危険や汚染を生ぜしめる特性。

ただし常に、加入船で運送されることにマネジャーが文書で同意した貨物であって(1965年英国核設備法またはその施行規則で定める)「除外品目」に当たるものの運送から生じる債務や費用に関しては、上記の除外規定は適用されない。

第24条

船舶保険で担保される危険の除外

加入船が下記のもとで(控除額や免責歩合部分は除き)十分に付保されていたならば担保されたであろう費用、損失、責任、経費に対しては、そのいかなる部分もクラブはこれを一切担保しない。

船舶保険で担保される
危険の除外

- (A) 担保範囲が協会期間約款・船舶1/10/83付ロイズ海上保険証券MARフォーム1/1/82のそれより狭くない船舶保険証券。または
- (B) 担保範囲がクラブ・ルール、クラス3(P&I)第19条(24)(B)のもとで得られるより狭くない船体損傷に対する定期用船者責任保険証券。

ただし常に

それらの保険証券上の免責歩合や控除額は加入船の協定保険価額または、それが不明な場合は、加入船の完全自由市場価額の1パーセントを超えぬものとみなされる。

メンバーは、該当する免責歩合や控除額の満足な証拠をマネジャーに提出すること。

第25条

戦争危険の除外

メンバーが戦争保険につき担保範囲が以下の保険約款のそれより狭くない戦争危険保険を加入船につき手配していれば十分に担保されるであろう費用、損失、責任、経費に対しては、そのいかなる部分もクラブはこれを一切担保しない。当該保険約款は「協会戦争・ストライキ危険担保特別約款(船舶・期間)1/10/83」ならびに「協会P&I戦争・ストライキ危険担保特別約款(船舶・期間)20/2/87」を言う。

第26条

P&I保険により担保される危険の除外

加入船が、クレーム発生当時のクラブのクラス3(P&I)より狭くない条件によるP&I保険証券のもとで保険されており、しかも控除額や免責歩合が適用されなかったならば十分に補てんされ得るメンバーの費用は、そのいかなる部分もクラブは一切これを担保しない。

第27条

他保険

重複保険

27(1)

クラブは、理事会 (**Board**)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (**Committee**)) がその裁量によって別途決定せぬ限り、他の保険のもとで回収できる、あるいは以下の状況であれば同様に回収できたであろう債務や費用の分担には一切応じない。

(i) 重複保険を理由に担保責任を除外または制限するそのような他の保険の条件を考慮しない。および

(ii) 船舶がルールに定められた危険の担保につきクラブに加入していない。

証明

27(2)

クラブ以外の者が、メンバーの賠償資力に関する証明を当局へ提出した場合、クラブはそのために生じる費用に関しメンバーおよび他者への分担には一切応じない。

ただし常に、下記のいずれかの場合本条は適用されない。

(i) クラブが文書で事前に承認している場合。または

(ii) 理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee)) が裁量でその旨決定した場合。

第28条

船級と船舶の状態

| | | |
|-----------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 28(1) | <p>すべてのメンバーは、本クラスの保険への全加入船が、その加入時および加入期間中マネジャーによって承認された船級協会による船級を全面的に保持し、さらに同期間中加入船に関する船級協会の規則、勧告および要求に十分かつ適時に応ずることを確約するものとする。</p> <p>ただし常に、理事会 (Board) はその裁量により、それが適当と考える期間および条件のもと、このような確約の要求を差し控えることができる。</p> |
| 船級の変更 | 28(2) | <p>船級あるいは船級協会の変更の場合はすべて、そのような変更時に船級協会から出されていたあらゆる未履行の勧告、要求あるいは制限とともに、直ちにそれは文書でマネジャーに通知されるべきものとする。</p> |
| メンバーからの情報 | 28(3) | <p>マネジャーの要求があれば、加入船の船級が維持されていることの保証とともに、船級協会による勧告、要求および制限のリスト、さらに船体、機関あるいは属具の定期検査や特別検査の期日が過ぎている場合には、船級協会の期日延長の承認の有無を示す報告書を提出することが、クラブからの回収の停止条件となる。マネジャーが求めれば上記情報には船級協会の証明を要する。</p> |
| 制定法上の要求 | 28(4) | <p>メンバーはすべて</p> <p>(i) 加入船の建造、改造、状態、装備、属具、船員の配乗および積込みに関する本船旗国の制定法上の要求をすべて満たし、さらに</p> <p>(ii) その旗国政府自らにより、あるいはそれ自らのために必要とされ、かつ発行される制定法上の証明書すべて常に有効に保たねばならない。</p> <p>ただし常に、理事会 (Board) はその裁量により、適当と考える期間および条件のもと本条の適用を差し控えることができる。</p> |
| 船級協会からの情報 | 28(5) | <p>情報を得るためクラブが船級協会に直接連絡を取ることを望めば、メンバーはそのために必要な権限をクラブに与えることとする。</p> |
| 加入前および再加入前のサーベイ | 28(6) | <p>マネジャーは、船舶のクラブ加入または再加入の条件として、メンバーまたは将来のメンバーに対し、マネジャーの選任するサーベヤーによる本船サーベイを求めることができる。マネジャーはその裁量により、メンバーまたは将来のメンバーに、そのようなサーベ</p> |

イのための費用の支払いを求めることができる。

そのようなサーベイに照らしてマネジャーは、

- (i) 船舶の加入または再加入を拒否することができる。または
- (ii) サーベヤーの勧告する修理その他の処置がマネジャーの定める期間内にマネジャーの満足するように実施されるまで、加入または再加入を拒否することができる。または
- (iii) マネジャーの裁量により決定される特別条件で加入または再加入を認めることができる。

船舶管理の評価 28(7)

ルールや一般法のもとメンバーに課されるすべての確約的担保、義務、責任に影響を及ぼすことなく、マネジャーは何時でも、または随時に、メンバーの管理・運航する船舶に関する陸上あるいは船上の管理体制につき、その評価を受けるようメンバーに求めることができるが、その評価はマネジャーが任命するサーベヤーにより、マネジャーが指定する期限内に、メンバーとマネジャーで合意する日と場所で行われるものとする。マネジャーはその裁量で、評価に要した費用の負担をメンバーに求めることができる。

この評価の結果に鑑み、またはメンバーがマネジャーの指定する期限内に評価を受けることを怠った場合、マネジャーはその裁量により次のいずれかの措置を取る権限を有する。

- (i) 当該メンバーからの加入を全船舶につき直ちに終了させること。または
- (ii) マネジャーが適当と考える方法で、当該メンバーの加入船の加入条件を訂正または変更するか特別条件を課し、即時に発効せしめること。この措置には、第17条(担保危険)および第18条(担保範囲)に定める危険のすべてか一部を、マネジャーが指定する期間除外することを含む。ただし常に、メンバーがそのような加入条件の訂正、変更、特別条件を受け入れぬ場合、メンバーには直ちにその船舶をクラブより脱退させる選択権が付与されるものとする。

船のコンディション・サーベイ 28(8)

ルールや一般法のもとでメンバーに課されるすべての確約的担保、義務、責任に影響を及ぼすことなく、マネジャーは何時でも、または随時に本船のサーベイを行わしめるようメンバーに求めることができるが、そのサーベイは、マネジャーの選任するサーベヤーにより、マネジャーの定める期限内にメンバーとマネジャーで合意する日と場所で行われるものとする。マネジャーはその裁量で、そのようなサーベイ費用の負担をメンバーに求めることができる。

サーベイの結果に鑑み、またはメンバーがマネジャーの指定する期限内に本船にサーベイを行わしめなかった場合、マネジャーはその裁量により下記の措置を取る権限を有する。

(i) 本船の加入を直ちに終了させること。または

(ii) マネジャーが適当と考える方法で、加入船の加入条件を訂正または変更するか特別条件を課し、即時に発効せしめること。この措置には、第17条(担保危険)に定める危険のすべてか一部を、マネジャーが指定する期間除外することを含む。ただし常に、メンバーがそのような加入条件の訂正、変更、特別条件を受け入れない場合、メンバーには直ちにその船舶をクラブより脱退させる選択権が付与されるものとする。

裁決権 28(9) 第28条のもとマネジャーの取った措置につきメンバーとマネジャーの間に紛議または論争が生じれば、メンバーは第44条(論争と紛議)のもと問題を理事会に付託し、その裁決を求める権利を有する。裁決が下るまでの間、マネジャーの取った措置がメンバーを拘束する。

メンバーの義務 28(10) 第28条の諸規定にもかかわらず、何ものも加入船を常に適切な状態に維持するメンバーの義務を免除することはできない。

本条のいずれの項であれ、そのもとで行動するサーベヤーのあらゆる勧告や意見はメンバーもこれを現実に認識しているものとして取り扱われる。

そのような勧告にメンバーが従わなければ、理事会 (**Board**)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (**Committee**))はそのような勧告が為された時以降に発生するすべての事故に関するクラブに対する回収請求のすべて、もしくは一部をその裁量により拒否する権利を得る。

第29条 **付則**

29(1) 理事会は、運送契約全般、あるいは特定の運航、あるいは特定の港や場所につき使用されるべき運送契約の条件や書式を命じたり定めたりする付則を採択する権限を有する。

勧告 29(2) 理事会はまた、特定の運航に関し、特定の運送契約書式の使用を勧告することができる。自社船をそのような運航に従わせるメンバーは、その船舶の契約事情が許す限り、適当な運送契約書を使うべく努力するものとする。

通知 29(3) そのような付則が採択されたり勧告が出されると、ただちにマネジャーから全メンバーに通知される。付則または勧告は、その通知に定める期日に発効し、同時にルールに摂取されたものとみなされ、クラブが発行するルールを記載した規定集中にできる限り早い機会に採り入れられる。もしメンバーがそれら付則に違反した場合、理事会 (**Board**)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (**Committee**))はメンバーのクレームを拒否するか付則が守られていたならば防止・軽減できたであろう範囲まで減額することができる。各事例において、付則を順守していたとしてもクレーム(またはその一部)を避けることができなかつたことの立証責任はメンバーにある。理事会 (**Board**)、(ただし、

クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee) はさらに、メンバーの船舶が本クラスへの加入を継続する上で適当と考える条件を課することができる。

V クレーム

第30条 クレームに関するメンバーの義務

通知 30(1) すべてのメンバーは、ルール上回収し得る費用が発生しそうなあらゆるクレームにつきすべて文書で速やかにマネジャーに通知し、さらにできるだけ早くあらゆる関係書類と情報をマネジャーに提出する義務を負う。

承認 30(2) メンバーは、ルール上回収できそうな費用を支出する前に、第31条(2)に定めるマネジャーの事前承認を得なければならない。

情報 30(3) メンバーはいつでも、上記第30条(1)に定める事件につき自己または自己の代理人が有する関連情報、書類もしくは報告書または知識はすべて、速やかにマネジャーに通知しなければならない。さらに、マネジャーの要求があればいつでも、クラブまたはその代理人が上記の情報、書類または報告書を、調査し複写することをも含め、自由に入手することをメンバーは認めることとする。このような自由な入手の権利は、サーベイを実施し、またはそのような事件に関する情報を有するとクラブが判断するメンバーの職員、従業員もしくは代理人に面接する権利をも含む。

通知のための期限 30(4) 上記第30条(1)に定めるクレームはすべてできるだけ早くクラブに通知されるものとするが、いかなる場合もメンバーが将来予想される潜在的クレームの情報を得てから12ヵ月以内に通知されねばならない。

償還期限 30(5) ルールと加入証明書に基づいてクラブから回収できる費用の償還請求はすべて、メンバーが同費用の支払いを為してから12ヵ月以内にクラブに対して為されなければならない。

第31条 クレームの処理と解決に関するマネジャーの権限

31(1) マネジャーは、自らがそのように決定すれば、メンバーがルールと加入証明書のもと担保されているか、あるいは担保され得る費用を生ぜしめるであろう問題に関するクレームや法的その他の手続きの監督や指揮をし、またマネジャーが適当と考える方法と条件で、そのようなクレームや訴訟の解決、和解またはその他の処理をメンバーに求める権限を有する。

31(2) ルールのもとで費用を回収する停止条件として、そのような費用を生ぜしめる行為が事前にマネジャーの承認をとりつけた上のものであることを要する。特に法的その他の手続きを開始したり相手側のそれに応じるか否かはマネジャーが決定するものとする。ただし、費用の支払いが急を要しマネジャーへ相談するいとまがなかった場合はこの限りではないが、この場合もできるだけ早期にマネジャーに通知されるものとし、マネジャーが、

そのようにして開始されたが終結していない行為を継続するか否かを決定する。

照会 31(3) 第31条(1)または第31条(2)のもとで法的その他の手続きを開始したり継続することが得策であるか否か疑わしい場合、マネジャーは理事会 (**Board**)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (**Committee**))に照会し、第32条(1)のもとでその裁決を得るものとする。

ただし常に、メンバーの要請があれば、いかなる場合もマネジャーはその決定を理事会 (**Board**)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (**Committee**))に照会するものとする。

専門家の任命 31(4) (A) ルールの他の条項に影響を及ぼすことなく、また、そのもとでのクラブのいかなる権利をも放棄することなく、マネジャーは、ルールのもとで担保されているか担保され得る費用が生じそうな問題に関し、助言を得、または調査をし、または処理するため、弁護士、サーベヤーその他の者を、いつでも自ら妥当と考える条件でメンバーのために任命することができる。またマネジャーは、それが妥当と考えれば、いつでもそのような雇用を中止できる。

(B) メンバーのためにマネジャーが任命する、またはマネジャーの事前の同意を得てメンバーの任命するすべての弁護士、サーベヤーその他の者は常に下記の条件で任命し雇用するものとする。

(i) 彼らは常に、自らがあたかもクラブのために任命され、かつそのために行動してきたかのように、(活動中も退任後も)メンバーへ事前に照会することなく、その事柄に関しクラブへ助言・報告し、またメンバーに事前照会することなく、上記の事柄に関し彼らが保有しまたは権限を有するあらゆる書類・情報をクラブへ提出することをメンバーによって指示されたものとする

(ii) 彼らがメンバーへ与えるいかなる助言も、メンバーが雇用する独立の契約者からのものであり、決してクラブを拘束しない。

保釈保証 31(5) クラブは費用に対する保証として保釈保証状その他の保証を出すことがある。クラブはメンバーのために保釈保証状その他の保証を出す義務は一切ないが、もしそれが出される場合にはマネジャーが妥当と考える条件によることとし、保証の提供をして、当該費用に対する責任のクラブによる容認とみなすことはできない。いかなる場合もクラブは現金の供託は行わない。

費用の回収 31(6) 費用がルールのもとで担保される限りにおいて、クラブは、あらゆる裁定、判決、和解協定に従ってメンバーが回収するそのような費用に対する権利を有する。あらゆるクレーム、紛争、訴訟が一括払いで解決するか妥協に至り、それが他者から回収できる費用を含むか、またはそのような費用の支払いに関する規

定がまったくないか、あるいは適切な規定がなければ、そのいずれにおいても、クラブは、マネジャーがその単独の裁量により費用とし得ると決める妥当な金額をメンバーから回収する権利を有する。

| 第32条 | | クラブに対するクレームの管理・決裁に関する理事会 (Board) および委員会 (Committee) の権限 |
|----------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 32(1) | 第31条(マネジャーの権限)による場合を除き、理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee))は、法的その他の手続きのいずれを開始し、クレームのいずれを取り上げるか、あるいはそれらの取り扱いや取り下げまたは決裁につき、決定するため唯一の裁量権を持つものとする。 |
| 条件 | 32(2) | 理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee))はいかなる時でもその絶対的裁量により、第18条に定めるクレームを引続き支援するために適当と考える条件を定めることができる。 |
| 小額クレーム | 32(3) | クレーム、紛争または法的その他の手続きにおいて、紛争の対象である金額と比較すべきそのような手続きに伴うであろう支出金額をのみ考慮した上で、メンバーを支援することが不適切であると理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee))が判断すれば、理事会はその裁量で(そのような法的その他の手続きでメンバーを支援することを拒んだ上で)、クラブの本クラスの基金から理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee))が適当であると考えるところの、メンバーによる、あるいはメンバーに対するクレームの一部または全部の支払いを決定することができる。 |
| 費用・損失・債務 | 32(4) | (A) 理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee))はその裁量により、第20条のもとでクラブが有責とはならぬ費用の全部または一部をメンバーに支払う旨決定する権限を有する。 (B) 理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee))はその裁量により、第19条のもとでクラブの担保対象外であっても、第17条および第18条により担保される危険に付随して生じる損失、債務または費用のうち全部または一部をメンバーに支払う旨決定する権限を有する。 |
| 担保 | 32(5) | 理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee))は時として、翌保険年度中に発生することが予想される特定のまたはある部類のクレームに関し、あらゆる種類の費用のうち特定の金額か割合のみを支持する旨決定できる。理事会がそのような決議をした場合、その旨できるだけ早くすべてのメンバーに通知され、かつすべてのメンバーの翌年度および将来の保険年度の加入条件に |

において適当な追認状をもって確認される。

クレームの支払い 32(6)

理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee))は、ルールに従って自らが決定しクラブが支払うことになるクレームの決裁のため必要なたびごとに会合を開くべきところ、時として理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee))への事前照会なしにクレームの支払いを行うことをマネジャーに認める権限を有する理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee))は、自己の利益が関わるクレームについては理事および代表委員 (Representative)は、自分が利益を有するクレームが決済される会合には加わらない。

クレームの減額 32(7)

ルールの他の規定に影響を及ぼすことなく、理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee))はその裁量により、次の様な場合、クレームを拒否したり、クラブにより支払われる金額を減額する権限を有する。

(i) クレームを提出するメンバーが、クレームをもたらすべく生じた事件の発生前・発生時・発生後に、自己の利益を守るために取るべきであった手段または本クラスで保険されていなかったならば取ったであろう手段、を取らなかったと理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee))が考えた場合。

(ii) クレームが提出されたところの船舶が、マネジャーの承認する船級協会よりその船級の全面的な登録を取り消されていたか、そのような船級協会の規則を順守し勧告や要求に応じることに十分でなく時宜をも得ず、メンバーが(船級)登録の取り消しや規則の順守などを怠ったことをマネジャーに通知しなかった場合。

(iii) 文書によるマネジャーの事前の了承なしに、メンバーにより、またはメンバーのため、クレームを決裁せねばならなくなるか、責任を認めざるを得なくなる場合。

(iv) クレームまたは将来予想されるクレームの取り扱い、あるいは決裁に関する理事会 (Board)、委員会 (Committee)またはマネジャーの勧告や指示にメンバーが従わなかった場合。

(v) 第28条(船級と船舶の状態)のもと、マネジャーが任命したサーベヤーの勧告にメンバーが十分に従わなかった場合。

(vi) 第30条に規定するメンバーの義務をメンバー自らが果さなかった場合。

利息 32(8)

第3条(6)の規定のみを除いてクラブへのクレームに対する利息は支払われない。

VI 保険の終了

第33条 すべての保険の終了

下記のいずれかの場合には、メンバーに対するクラブの保険は、そのメンバーの全加入船について終了する。

- | | | |
|---------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 不払い | 33(1) | クラブに支払うべき金員がマネジャーの要求にもかかわらず期日に支払われず、マネジャーまたはクラブにより、またはそれらのためにその支払いを促す通知が送達され、なおその通知で指定する期日までに全額が支払われぬ場合。 |
| 個人の機能停止 | 33(2) | 個人メンバーが死亡、精神異常、その他精神障害、破産に至った場合、または総債権者と協定または和議が成立した場合。 |
| 法人の機能停止 | 33(3) | 法人メンバーにつき、その任意清算が有効に決議された場合、または同メンバーが裁判所にその清算を申請した場合、またはそれが裁判所により清算を命じられた場合、または解散する場合、またはその法人活動の全部あるいは一部に対し財産保全管理人や管財人が任命された場合、または法人の財産に設定された担保権に係る設定契約の規定によりその財産の占有が移転された場合、または債権者との間で債務免除協定か和議が成立するか法人メンバーがそれに服することになる場合、または法人メンバーが債権者からの保護を求めるか会社更生のため、破産法や支払不能者法のもと、適切な管轄権を有する裁判所、仲裁廷、紛争解決団体あるいはそれに相当する組織において法的手続きを開始するかそれに服することになる場合。 |
| 制裁措置 | 33(4) | 国家、国際機関またはその他の主管庁によるいかなる制裁、禁止またはあらゆる阻止行為により、クラブがメンバーへの保険提供を禁止される場合。 |

第34条 加入船の保険の終了

加入船に関し、下記のいずれかの場合には、クラブの保険は当該船舶について終了する。

- | | | |
|-------|-------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 利益の移転 | 34(1) | 当該船舶に有するメンバーの法律上の、または受益者としての、あるいはその他の利益を失うか、裸用船契約その他により船舶の支配と占有の全権原が移転した場合。 |
| | 34(2) | 当該船舶の管理者または運航者が変更された場合。 |
| 全損 | 34(3) | 船舶が全損となった場合、または船舶保険者が推定全損か、協定全損を認めた場合。ただしそのような全損を発生させた事故から生じる債務を除く。 |
| | 34(4) | 最後の連絡があったか、ロイズに行方不明船として掲示されたか、そのいずれか早い時から10日を過ぎても行方不明の場合。 |

| | | |
|------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 抵当 | 34(5) | 船舶に抵当権または他の担保権が設定された場合。ただしその船舶に関する分担金全額の支払いを約束する、マネジャーの承認を得た保証が提出されている場合は除く。 ただし常に、マネジャーはこの規定の適用を差し控えることができる。 |
| 船級 | 34(6) | 第28条(船級)のもとでの要件を満たさなかった場合。 |
| 終了 | 34(7) | 第9条(3)(理事会またはマネジャーによる保険の終了)あるいは第28条(7)(船舶管理の評価)または第28条(8)(本船のコンディション・サーベイ)に従い当該船舶の加入が終了した場合。 |
| 制裁措置 | 34(8) | 国家、国際機関またはその他の主管庁によるいかなる制裁、禁止またはあらゆる阻止行為により、クラブがメンバーへの保険提供を禁止される場合。 |

第35条

保険終了の効果

| | | |
|---------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 不払い | 35(1) | 第33条(1)(不払い)により保険が終了した場合は、クレームをもたらす事件が保険終了時の前後いずれで起きたかを問わず、そのメンバーの加入にかかるすべての船舶に関しルールのもと提出されるクレームに対しクラブは補償の責に任じない。ただしクレームをもたらす事件が保険終了時精算済保険年度中に起きていたものについてはこの限りではない。 |
| その他の理由 | 35(2) | その他の理由によって保険あるいは船舶の加入が終了した場合、終了以前に起きた事件のもたらすルール上のクレームのすべてにクラブは有責であるが、終了以後のものに関しては一切補償の責に任じない。 ただし常に (i) 第33条(1)(不払い)に明記する通知が出されるか発効するであろう以前に第33条(2)(個人の機能停止)、第33条(3)(法人の機能停止)、または第34条(加入船の保険の終了)の規定に従い船舶の加入が終了していた場合にも、保険契約には第35条(1)の規定が適用される。 (ii) クレームをもたらす事件が保険終了時の前後いずれで起きたかを問わず、本条のもとクラブが補償する責任のないクレームであっても、理事会 (Board)、(ただし、クレーム金額が200万米ドルを越えないときは委員会 (Committee)) はその裁量によりクレームの全部または一部を認めることができる。 |
| 権利は放棄せず | 35(3) | 第41条(差し控え)の一般性を損わぬ限り、クラブによるかクラブのために為されるあらゆる作為、不作為、処理方法、権利行使の差し控え、遅滞または支払いの猶予、またはクラブによる期限の延長、またはクラブがクレームに対するてん補責任を(明示・黙示の別を問わず)承認するかクレームを承認することは、クレームの発生が保険終了時の前後いずれであるかを問わず、すべて第33条および第 |

34条(加入船の保険の終了)の効果を減殺せず、それら条項に定めるクラブのいかなる権利の放棄ともみなされない。

第36条

保険終了による分担金

36(1)

第13条(保険料分担義務の免除)の規定によりメンバーの責任が別途同意されるか評価される場合を除き、理由の如何を問わず加入船の保険が終了した場合でも、メンバーは第10条(保険料による分担金)の規定により、当該船舶の保険が終了していなかったとしたら支払い義務があったはずの当該船舶についての全分担金で、当該保険終了時において、その日の属する保険年度を含み、第37条(1)(保険年度の締め切り)の規定により未だ精算済保険年度とされないすべての保険年度に対する全分担金を支払う義務を負う。

ただし常に、以下の場合メンバーは、保険が終了する保険年度につき、加入日から保険の終了をもたらした事由の発生日までの期間の日割計算により分担金支払いの義務を負う。

(i) 第9条(3)(理事会またはマネジャーによる保険の終了)によって終了する場合。または

(ii) ルール第34条(加入船の保険の終了)に明記する事件が発生して保険が終了し、メンバーがその事件を一月以内に文書でマネジャーに通告した場合。または

(iii) 第33条(1)(不払いによる保険の終了)によって保険が終了した場合。この場合のメンバーの分担金支払いの義務は、第33条(1)のもと出される通知に明記する金額に対するものを含む。

相殺

36(2)

第36条(1)またはルール上他の規定のもと支払い期日が到来した金額があるか否か(あるならばその金額)を決定するにあたっては、クラブよりメンバーへ支払われるべき金額は、それが支払い期日の到来した金額または到来したと申し立てられた金額であっても、理由の如何を問わず考慮されない。またどのような相殺も、(メンバーの破産や解散の場合であればあり得たであろう相殺をも含め)当該金額に対してそれを為すことは(以前に分担金への相殺が認められたことがあると否とを問わず)許されない。ただし、マネジャーが支払い期日が到来したものとしてメンバーに支払いを求め、かつ第33条(1)(不払いによる保険の終了)のもと送付する通知中に示す金額において(マネジャーの裁量により)すでに相殺を許しているか、メンバー勘定の貸方にメンバーへの支払額を記帳している場合に限り、これを例外とする。

VII クラブの基金

| | | |
|-------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第37条 | <hr/> 保険年度の締め切り <hr/> | |
| | 37(1) | ある保険年度終了後それが時宜に適うと考える時点で、理事会は当該保険年度が締め切られる旨を宣言する。 |
| 超過基金の処理 | 37(2) | 保険年度の締め切りに先立ち、その保険年度の分担金その他の受取金(準備金および引当金の取崩額を含む)が、同保険年度に関して支払われた分担金からの準備金および引当金への繰入額と併せて、クラブが当該年度に負担すべきクレーム、費用、損失その他の支出(支払われたか、発生したか、予期されるものかを問わず)を超えるならば、その超過分の処理は次のいずれか、またはその双方による。 (i) 第39条に従い一般準備金に振替えられる。 (ii) 理事会は、その全額か一部を、当該分担金を支払ったメンバーへそれぞれの分担割合に応じて払い戻すよう命ずることができる。ただし第13条に従い退会後の保険料の支払いを免除された船舶、または特別保険料の分担責任を特に除く特別条件で加入した船舶、または第33条(1)(不払いによる保険の終了)が適用され加入が終了した船舶については一切払い戻しはない。 |
| 精算済保険年度の合併 | 37(3) | 保険年度の締め切りに際し、または締め切り後のいかなる時においても、理事会は二年以上の精算済保険年度の勘定を合併し、それら年度の貸方残を共同利用することを決定し得る。理事会がそのような決定をすれば、それら二年以上の精算済保険年度はすべての目的のためにあたかも単一の精算済保険年度を構成するかのごとくに扱われる。 |
| 精算済保険年度の収支残 | 37(4) | 精算済保険年度につき、クラブの当該年度に負担すべきクレーム、費用、損失その他の支出(支払われたか、発生したか、予期されるものかを問わず)が、準備金および引当金への繰入額と併せて、当該年度の分担金その他の受取金(準備金および引当金の取崩額を含む)と均衡せぬと理事会が判断すれば、貸方残はクラブの一般準備金に振替えられ、不足額はクラブの費用として処理され、クラブの一般準備金を取り崩すか第10条(1)(保険料による分担金)に定める保険料によって補てんされる。 |
| 第38条 | <hr/> 再保険 <hr/> | |
| 個々の船舶 | 38(1) | マネジャーは、加入船舶に関して発生する危険のすべて、または一部を、クラブのためにマネジャーが適当と考える条件で、かつ適当と考える再保険者に出再することができる。 |
| クラブのリスク | 38(2) | マネジャーは、クラブのリスクのすべて、または一部を、クラブのためにマネジャーが適当と考える条件で、かつ適当と考える再保険者に出再することができる。 |

第39条

準備金

理事会は偶発の事態や目的に備えるため、その裁量により、適切と考える準備金その他の勘定を設定し維持することができる。それら準備金としては特に次のものが挙げられる。

特に:

一般準備金

理事会はいずれの保険年度にあっても、その予定総保険料または特別保険料の収入より随時適当と考える金額を一般準備金へ振替えることができる。そのような一般準備金は、理事会により何時であらうとも:

(i) その全額か一部を、クレーム、費用、あるいはクラブのその他の支出(支払われたか、発生したか、将来発生するものかを問わず)、さらにすべての精算済保険年度につき発生したか発生し得る欠損に限定せぬものの、これをも含めてそれらに備えるために、または過去、現在、未来のいかなる保険年度に関してもその保険料の支払いを無用にするか減額するために使用することができる。または

(ii) 適当と考える金額を適切な方法でメンバーに分配するために。

第40条

投資

- | | | |
|-------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 投資管理 | 40(1) | 理事会の承認を得て、クラブの本クラスの基金はマネジャーかマネジャーが任命する投資管理人か投資仲介業者または代理人により投資することができる。理事会は何時でも、または随時に適切と考えるクラブ基金投資のための指針を定めることができる。 |
| 投資手段 | 40(2) | そのような投資は、マネジャーが適当と考える株式、公社債その他の証券、また通貨、商品その他不動産あるいは動産などの購入、または口座への預金によるか、理事会の承認するその他の方法によるものとする。 |
| 基金の 共同利用 | 40(3) | 理事会が別途決定せぬ限り、すべての保険年度の貸方にある基金および本クラスの準備金または勘定は共同利用に供され、単一の基金として投資される。 |
| 利益と損失 | 40(4) | 基金がそのように共同利用に供されれば、そのような基金より生じる配当、利息、利息より生じる加算利息および実現・未実現の投資益・投資損は、そのいずれかであるかによって、そのような利益や損失の発生したところのクラブ会計年度の収支勘定の貸方か借方のいずれかに算入される。 |
- (A) 投資益の用途は次の通り。
- (i) クレーム、費用、損失その他の支出(支払われたか、発生したか、予期されるものかを問わず)であって、理事会の意見でクラブの本クラス負担項目とすることが必要かつ適当であるとされるものの補てん。または

(ii) 理事会が時宜に適うものとする準備金または引当金への振替。その繰り入れは、理事会が適当と考えるところの精算済保険年度に関し発生したか発生し得る欠損に関する準備金および引当金へのそれを含む。

- (B) 投資損はすべてクラブの費用として処理されるものとし、投資準備金や一般準備金の取崩額が第10条(1)(保険料による分担金)のもとの保険料により補てんすることができる。

VIII

一般条件

| | | |
|---------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 第41条 | 差し控え |
| | 41(1) | いかなるものであれ、また何時であれ、クラブの作為、不作為、差し控え、行動はすべて、それがクラブの職員、使用人、代理人その他によるものとそれらを介したものとを問わず、一切それをもってクラブがルール上の権利の主張や行使を差し控えることを認めたり約束したものとすることはできない。 |
| 専門家の助言 | 41(2) | 第31条(4)(専門家の任命)のもと任命された専門家はすべてメンバーを援助するために任命された者であり、彼が与えるいかなる勧告や助言もルール上のクラブの権利や救済手段を拘束し、損い、あるいはそれらに影響することはない。 |
| 理事会の権利行使の差し控え | 41(3) | ルールのいずれであれ、メンバーがそれを無視しあるいは従わず、またそれに背いても、理事会はそのことより生じるクラブの権利の行使をその裁量により差し控え、それが適当と考えるクレームを通過せしめ、その全額または一部を支払うことができる。しかしながら、クラブは常に通告なしにルールの厳格な適用を主張する権利を有する。 |
| | 第42条 | 譲渡 |
| | 42(1) | クラブによる一切の保険、およびルールやクラブとメンバーの間の契約に基づくすべての利益は、マネジャーの文書による同意なく譲渡することはできないが、マネジャーはその裁量により、一切理由を述べることなくそのような譲渡を認めまたは拒否し、またはそれが適当と考える条件での譲渡を承認する権利を有する。 |
| 相殺 | 42(2) | クラブは、メンバーの譲受人に対する支払いに先立ち、メンバーがクラブに対して負うすべての債務または潜在債務を果すのに十分であるとマネジャーが見積る金額を控除するか保留する権利を有する。 |
| | 第43条 | 権限の委譲 |
| 理事会による委譲 | 43(1) | 権限、義務または裁量がルール上理事会に帰属するとされる場合には常に、そのような権限、義務または裁量がクラブの基本定款と通常定款の委譲に関する条項に従い理事会の小委員会かマネジャーに委譲されぬ限り、それらは理事会により行使されるものとするが、委譲された場合のその権限、義務または裁量は、誰であれその委譲を受けた者が行使できる。 |
| マネジャーによる委譲 | 43(2) | ルールによって権限、義務または裁量がマネジャーに付与または課される場合には常に、そのような権限、義務または裁量はルール上の条件や制約に抵触せぬ限り、マネジャーの一名以上の者あるいはマネジャーの使用人で委譲または再委譲を受けた者も行使できる。 |

第44条**論争と紛議**

- 裁決** 44(1) ルールや、クラブとメンバーとの間に結ばれたあらゆる保険契約から、またはそれらに関して、クラブまたはマネジャーと他者との間に紛議や論争が発生すれば、そのような紛議や論争は先ず第一に理事会に付託されその裁決に委ねられるものとする。この場合、事案がそのような紛議や論争の発生以前に既に理事会により検討されたことがあるか否かを問わない。そのような付託や裁決は文書によって申し立てられた事項についてのみ行われる。
- 仲裁** 44(2) メンバーまたはそのような他者が理事会の裁決を受諾せぬか、事案付託後三ヵ月以内に理事会が裁決し得ぬ場合には、その紛議や論争はロンドンでの仲裁に付託される。
- (A) 仲裁は各当事者が一名ずつ選任した仲裁人二名によって進められる。もしそれら仲裁人の間で合意を見なければ、紛議や論争は両名が選任する一名の審判人の裁定に委ねられる。
- (B) クラブのメンバー、マネジャー、マネジャーの使用人はいずれも仲裁人または審判人の職務に就くことはできない。
- (C) 仲裁における証拠方法や手続きは、仲裁人または審判人の裁量により商業的通念をもってこれを行い、証拠に関しては法的手続きを顧慮しないことが許される。
- (D) 仲裁人または審判人は、法律上の論点についてはそれが適切と考える弁護士の意見を求め、その意見に基づき仲裁を進めることができる。仲裁人または審判人が要した意見取得のための費用および付随費用は、その意見を直接弁護士から取得したものでない場合を除き、裁定を得るに要した費用の一部とみなされる。
- (E) 付託や裁定に要する費用ならびにその付随費用は、それぞれ仲裁人か審判人の裁量による。
- (F) 仲裁の申し立てとそのすべての手続きは、1996年仲裁法の規定とその改正法もしくは再制定法に従う。
- 唯一の救済** 44(3) メンバーもそのような他者も、第44条に定める手続きをもってする他は、クラブに対する訴訟など法的手続きの提起や維持は一切できず、前記の第44条(2)下の仲裁によらず法的手続きを開始できるのは、そのような仲裁による裁定の執行を求める場合のみとし、その場合もクラブによる支払いを裁定した金額があれば、その金額の執行に限定される。紛議や論争に関してルールと加入証明書のもとクラブがそのようなメンバーまたは他者に対して負う唯一の義務は、裁定で指示された金額を支払うことにのみ存する。

第45条**通知**

- クラブへの通知** 45(1) ルールのもと、クラブに送達するよう求められる通知は、現在の登録事務所におけるクラブに前払い郵便によるかファクシミリまたは電子メールで送ることができる。

| | | |
|----------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メンバーへの通知 | 45(2) | ルールのもと、メンバーに送達するよう求められる通知は、登録簿上の住所におけるメンバー、あるいは同通知が関係する現在または過去の加入船のクラブ加入を媒介したブローカーその他の仲介者の事業所に前払い郵便によるかファクシミリまたは電子メールで送達することができる。共同メンバーの場合、通知は共同メンバーのいずれかの者宛てとし、その送達をもって共同メンバー全員へ宛てた十分な送達とされる。 |
| 住所 | 45(3) | 連合王国外の住所を登録簿に記載されているメンバーは、自分への通知の宛て先とすることのできる連合国内の住所をクラブに随時通知すれば、そのような住所でクラブより通知の送達を受ける権利を得、第45条(2)の目的のためには、その住所が登録簿所載の住所とみなされる。 |
| 送達日 | 45(4) | いかなる通知や書類も、郵便で送達される場合は投函された翌日に送達されたものとみなされ、その証明のためには、通知の封入された書状の宛て名が正しく、前払い郵便封筒で投函されたことを証明すれば足る。ファクシミリまたは電子メールによる通知は、すべてそれが発信された翌日に送達されたものとみなされ、その証明のためには、そのような通知が正しく発信されたことを証明すれば足る。 |
| 承継人 | 45(5) | クラブのメンバーであるか、またはあった者の承継人は、上記のように送達された通知や書類が当該メンバーの最近の住所に宛てられていれば、クラブが同メンバーの死亡、廃疾、精神異常、破産または清算の通知を受けるかもしれぬ場合でも、その通知や書類に拘束される。 |

第46条

裁判管轄

| | | |
|------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 英国法 | 46(1) | ルールおよびクラブとメンバーの間に締結される保険契約にはすべて英国法が適用され、同法に拠って解釈される。 ただし常に、1999年契約(第三者の権利)法または同様の法令の発動によるいかなる利益や権利の取得もこれを意図していない。 |
| 裁判管轄 | 46(2) | クラブとの論争や紛議(第44条の解釈・効力・適用についての論争を含む)はすべて(第44条に抵触せぬ限り)専らロンドンの高等法院の判決に従うものとする。 |